



# 新投資奨励政策

第2類 鉱業、セラミックス、基礎金属及び  
第4類 金属製品、機械、運輸機器

タイ投資委員会事務局

投資促進第2部

クリッサダー ・ ウェーウィッタヤカラン

2014年 12 月 22日 (月)

# 講演概要

- 機械・設備関連新奨励業種
- 乗り物関連新奨励業種
- 鉄鋼、金属製品・部品関連新奨励業種
- その他の新奨励業種

# 機械・設備関連業種

新業種	条件	恩典
4.5 機械、器具及び部品の製造  4.5.1 エンジニアリングデザインのある自動化機械・装置(オートメーション)の製造  4.5.2 機械、その備品、部品の製造又は金型の製造及び/又は修理  4.5.3 機械組み立て及び/又はその備品の組み立て	自動化機械・装置(オートメーション)の操作のソフトウェア設計開発工程を有すること。  部品の製造工程及び/又はエンジニアリングデザイン工程を有すること。  委員会が同意した組立工程でなければならない。	A 2  A 3  A 4

# 乗り物関連業種 (1/5)

新業種	条件	恩典
4.6 一般自動車の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 1
4.7 乗り物用エンジンの製造	1. 下記の5部品中4点以上の部品を加工工程有すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド	A3
	2. エンジン組立て事業。	A4

# 乗り物関連業種 (2/5)

新業種	条件	恩典
<p>4.8 乗り物部品の製造</p> <p>4.8.1 高度技術を利用する乗り物部品の製造</p> <p>4.8.1.1 触媒コンバーターの回路基盤 (Substrate) の製造</p> <p>4.8.1.2 電子燃料噴射システムの製造</p> <p>4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造</p> <p>4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造</p> <p>4.8.2 安全及び省エネルギー部品の製造</p> <p>4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) 又は電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造</p> <p>4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の製造</p> <p>4.8.2.3 回生ブレーキシステムの製造</p> <p>4.8.2.4 アイドリングストップシステムの製造</p> <p>4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造</p>		<p>A 2</p> <p>A 2</p>

# 乗り物関連業種 (3/5)

新業種	条件	恩典
4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)の部品の製造 4.8.3.1 バッテリーの製造 4.8.3.2 トラクションモーターの製造 4.8.3.3 空調システムの製造  4.8.4 乗り物のゴムタイヤの製造  4.8.5 その他自動車部品の製造		A 2          A 2          B 1
4.9 造船または船舶の修理 4.9.1 500グロストン以上の造船或いは修理  4.9.2 500グロストン以下の造船又は修理(エンジンや機材搭載のファイバーグラス船を除く)	フル操業した日から2年以内にISO 14000を取得しなければならない。	A 2  A 2

# 乗り物関連業種 (4/5)

新業種	条件	恩典
4.10 自動車又は電車そしてその備品、部品(レールシステムのものに限る)の製造		A 2
4.11 航空機の製造又は修理、航空機備品、部品の製造又は修理 4.11.1 エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品等の航空機の機体、機体部品、基幹部品の製造  4.11.2 その他航空機部品、機内器具、道具の製造(消耗品及び再利用可能な機内用品を除く)  4.11.3 航空機及びその備品、部品の修理		A 1  A 3  A 2

# 乗り物関連業種 (5/5)

新業種	条件	恩典
<p>4.12オートバイの製造(シリンダーが248cc.未満のものを除く)</p>	<p>1.下記エンジン部品の切削加工を有すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、クランクケース、カムシャフト及びコネクティングロッド</p> <p>1.1 エンジン排気量248cc以上500cc未満のオートバイを製造するプロジェクトは6部品中、4点を成形加工しなければならない。</p> <p>1.2 エンジン排気量500CC以上のオートバイを製造するためのプロジェクトは6部品中、2点を成形加工しなければならない。</p> <p>2. 構造的な溶接組立工程及び吹付塗装工程を有すること。</p> <p>3. 部品製造及び部品利用の計画を投資委員会に提出し、承認されなければならない。</p>	<p>A 3 (条件1-3を充足する事業)</p> <p>B 1 (条件2-3を充足する事業)</p>
<p>4.13燃料電池(Fuel Cell)の製造</p>		<p>A 2</p>

# 鉄鋼、金属製品・部品関連業種 (1/4)

新業種	条件	恩典
2.7 川上の鉄鋼製品の製造:溶鉄(Hot Metal)、銑鉄(Pig Iron)、海綿鉄(Sponge Iron) Direct Reduction Iron (DRI)及びHot Briquetted Iron (HBI)		A 2
2.8 川中の鉄鋼製品の製造:スラブ(Slab)、ビレット(Billet)及びブルーム(Bloom)	1. 同一プロジェクトに川上の鉄鋼製品製造に繋がる製造工程を有する場合。	A 2
	2. 川中の鉄鋼製品の製造工程のみの場合。	A 4

# 鉄鋼、金属製品・部品関連業種 (2/4)

新業種	条件	恩典
2.9 川下の鉄鋼品の製造		
2.9.1 川下の高抗張力鉄鋼(High Tensile Strength Steel)の製造	引張り強さが700メガパスカル以上の製品であること。	A 2
2.9.2 同一プロジェクトに川上及び川中の工程がある川下の鉄鋼製品の製造		A 2
2.9.3 圧延形鋼、棒鋼及び線材を含む産業用条鋼製品の製造		A 4
2.9.4 圧延形鋼、棒鋼及び線材を含む建設用条鋼製品の製造		B 1
2.9.5 熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/冷間圧延鋼板及びメッキ鋼板を含む産業用板製品の製造		A 4
2.9.6 熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/冷間圧延鋼板及びメッキ鋼板を含む建設用板製品の製造		B 1
2.9.7 ブリキ鋼板(Tin Mill Black Plate)の製造		A 3
2.9.8 冷延電磁鋼板 (Electrical Steel Sheet) の製造	無方向性電磁鋼板(NO)と方向性電磁鋼板(GO)のみ。	A 3

# 鉄鋼、金属製品・部品関連業種 (3/4)

新業種	条件	恩典
2.10 鉄パイプ又はステンレスパイプの製造 2.10.1 シームレス又はセミシームレス鉄パイプ・ステンレスパイプの製造		A 3
2.10.2 その他の鋼管の製造		B 1
2.11 金属粉末の製造(ショットブラスト用金属粉末を除く)		A 3
2.12 フェロアロイの製造		A 4
2.13 鑄造鉄鋼部品の製造 2.13.1 ダクタイル鑄鉄部品の製造	誘導電気炉 (Induction Furnace)を 使用すること。	A 2
2.13.2 その他鑄鉄部品の製造		A 3
2.14 鍛造による鉄鋼部品の製造		A 3
2.15 圧延、引き抜き、押し出し、鑄造、鍛造による 非鉄部品の製造		A 4
2.16 コイルセンター	メリットに基づく恩典 対象とならない。	B 2

# 鉄鋼、金属製品・部品関連業種 (4/4)

新業種	条件	恩典
4.1金属部品又は金属製品の製造 4.1.1 金属粉末又は合金粉末から造る 金属部品、金属製品の製造	焼結工程を有すること。	A 3
4.1.2鉄鋼部品又は鉄鋼製品の製造	同一プロジェクト内に鑄造工程(誘導電気炉を使用)又は鍛造工程に続く金属切削工程を有すること。	A 3
4.1.3その他の金属部品又は金属製品の製造	1.同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し出し、鑄造、鍛造工程に続く非鉄金属の切削加工工程を有する場合。  2.マシニング・スタンピング等の生産工程を有する場合。	A 4  B 1

# その他の業種 (1/3)

新業種	条件	恩典
4.2 表面処理 (外観をきれいにする目的のコーティング・着色処理を除く)	陽極酸化処理 (Anodizing)、エッチング、engravingの工程を有すること。	B 1
4.3 熱処理 (Heat Treatment)	シアン化物を使用する事業を除く。	A 4
4.4 汎用エンジン又はその部品の製造	1. シリンダーヘッド、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド、ピストン及びフライホイール等の基幹部品の加工工程を有する事業。	A 4
	2. 組み立て工程のみの事業。	B 1
2.3 アドバンス・マテリアル 或いは ナノ・マテリアルの製造, アドバンス・マテリアル 或いは ナノ・マテリアルから作る製品の製造	タイ国立科学技術開発庁からの同意を得ること。	
		A 2
		A 3

# その他の業種 (2/3)

新業種	条件	恩典
2.1 鉱物探査	1. 投資奨励を申請する前に鉱物探査権取得しなければならない。 2. メリットに基づく恩典対象とならない。	B 1
2.2 炭酸カリウムの採鉱及び/又は炭酸カリウムの選鉱	投資奨励を申請する前に鉱業採掘権 (Prathanabat) 又は鉱業採掘権サブリースライセンスを取得しなければならない。	B 1
2.4 ガラス又はセラミック製品の製造		
2.4.1 特性ガラス製品の製造	溶融及び/又はアニール工程を有すること。	A 3
2.4.2 ガラス製品の製造	溶融及び/又はアニール工程を有すること。	B 1
2.4.3 セラミック製品の製造 (土器及びセラミックタイルを除く)	焼成工程を有すること。	B 1
2.5 耐火材及び断熱材 (軽量煉瓦を除く) の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2
2.6 石膏ボード又は石膏製品の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2

# その他の業種 (3/3)

新業種	条件	恩典
<p>4.14 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造 (Fabrication Industry) 又は石油産業に使用するプラットフォーム修理</p> <p>4.14.1 エンジニアリングデザイン工程のある建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造 (Fabrication Industry)</p> <p>4.14.2 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造 (Fabrication Industry) 又は石油産業に使用するプラットフォーム修理</p>		<p>A 3</p> <p>A 4</p>
<p>4.15 科学機器の製造</p> <p>4.15.1 高度技術を利用する科学機器の製造</p> <p>4.15.2 その他科学機器の製造</p>	<p>科学機器は、パラメータ値、プロセスデータと自己評価結果を測定、又は自動的にパラメータを測定・制御することができない。</p>	<p>A 2</p> <p>A 3</p>



お問い合わせ：  
E-mail: [jpdesk@boi.go.th](mailto:jpdesk@boi.go.th)

**ご清聴ありがとうございました**

